

# 三井合名会社理事会議案の分析（3）

吉川 容

- 一 三井合名会社の理事会について
- 二 理事会議案の概要  
（以上 第三七号）
- 三 三井物産提出議案
  - 1 三井物産の取締役会関係規定
  - 2 史料の状況
  - 3 取締役会議案の分析  
（以上 第三八号）
  - 4 内容別の議案分析  
（以下 次号）
- 四 三井鉱山提出議案
- 五 東神倉庫提出議案
- 六 三井合名会社議案

### 三 三井物産提出議案

#### 4 内容別の議案分析

三井物産における意思決定は、

- (a) 三井物産取締役会で仮決定後、三井合名会社の承認を要するものⅡ「未決」
- (b) 三井物産取締役会での決定で確定し、三井合名会社へは決定内容が報告されるものⅡ「決議」
- (c) 三井物産取締役会には付議されず社長及び常務取締役で決済されるもの

以上の三段階に区分できる。(c) レベルの決定は、三井合名会社に対しては報告されない。(c) レベルの決定については、「迴議綴」(三井文庫所蔵史料 物産二三七二～二四五四) によってその中身を把握できる。<sup>(1)</sup> 以下本項では、三井物産取締役会議案と合わせて、「迴議綴」収録の諸決定を内容別に検討し、(a) (b) (c) 間の線引きのされ方について考察する。

#### ●株主総会

「株主総会」関係の議案は、当該期(一九二三年九月二一日～一九四〇年八月二〇日)に八八件ある。その年次別推移は、第11表の通りである。「株主総会」関係の議案には、株主総会招集の件と、株主総会に提出すべき書類の件がある。後者の中身は、決算関係書類、定款変更議案などである。前者は基本的に「決議」、後者は「未決」である。「招集ノ件」とされる議案のうち議案が含まれるもので「未決」扱いのものがあり、また「追加議案提出ノ件」で「決議」扱

第11表 株主總會  
関係の三井物産取  
締役員議案数

年	未決	決議	計
1924	2	3	5
1925	2	2	4
1926	2	3	5
1927	3	2	5
1928	2	2	4
1929	2	2	4
1930	2	2	4
1931	2	2	4
1932	2	2	4
1933	2	2	4
1934	2	2	4
1935	2	4	6
1936	4	3	7
1937	3	3	6
1938	3	3	6
1939	4	4	8
1940	5	3	8

出所) 三井物産「取締役  
會決議録」各期よ  
り作成。

四月六日第三二一〇号)は、「第一条 当会社ノ資本ヲ左ノ通り分割ス」の第四号として「繋船並陸揚場 本業ニ使用スル埠頭不動産並其付帯設備ノ一切ノ帳簿面代価ヲ以テソノ資本金ト定ム」を挿入すること、第四  
条中の「出張員」の次に「若シクハ派出員」を挿  
入すること、第四章標題及第十条から第十七条の  
条文中の「支配人」の文言を削除することなどを  
決めている。この二件は「決議」である。「当社

いの例がいくつかある。一九三五年以降、議案数が増加しているが、これは臨時株主總會の開催と追加議案の提出によるものである。

●規則

「規則」関係の議案は、全部で二三四件ある。これを、「現行達令類集」の分類に従って整理してみる。「現行達令類集」は、「第一款 組織」「第二款 事務分掌規程」「第三款 営業上諸規定」「第四款 庶務、会計、管理、検査、報告」「第五款 人事」という構成になっている。<sup>(3)</sup>

第一款「組織」には、「第一項 定款」「第二項 営業規則」「第三項 取締役会規程」の三項がある。  
「第一項 定款」変更に関する議案は、第12表の通りで、全部で二一件あり、すべて「未決」である。<sup>(4)</sup>

「第二項 営業規則」関係では、三件の議案がある。「営業規則中改正ノ件」(一九三七年一月一日第三二一五号)は、「営業規則」第九条中の「一名乃至三名」を「若干名」と改める改定である。「営業規則中改正ノ件」(一九三七年

第12表 定款変更関係の三井物産取締役会議案

年	月	日	号数	案 件 名	決定	内 容
1926	3	5	623	定款改訂ノ為メ臨時株主總會招集ノ件	未決	支店所在地からハンブルグを削除（ドイツ物産設立に伴う改定）。
1928	8	28	1297	台南支店ヲ高雄ニ移転ニ付定款変更並臨時株主總會招集ノ件	未決	
1928	8	28	1298	当社営業目的追加ノ為メ定款変更並臨時株主總會招集ノ件	未決	営業目的に、船舶碇繋場業貨物陸揚場業を追加（川崎および大阪の埠頭開業に伴う改定）。
1932	6	28	2186	定款中改正ノ件	未決	支店所在地から中華民國福州を削除。取締役及監査役の賞与と交際費に関する第28条を新設。
1933	12	26	2503	定款中改正ノ件	未決	支店所在地の牛荘を削除、営口を追加（実質は名称変更）。
1933	12	26	2508	定款中改正ノ件	未決	社長を取締役会長に改める。
1934	12	28	2672	定款中改正ノ件	未決	函館、メルボルンの両出張員の出張所への昇格。
1935	12	24	2881	定款中改正ノ件	未決	決算期と定時株主總會開催期の変更。
1936	6	2	2978	定款中改正ノ件	未決	横須賀、岡山、広島、呉、佐世保の各出張員の出張所への昇格。
1937	9	14	3299	定款変更ノ為メ臨時株主總會招集ノ件	未決	営業目的に工事請負業を追加。取締役・監査役の賞与・交際費に関する第28条の削除。
1939	5	30	3651	定款中改正ノ件	未決	清津・牡丹江・張家口・済南・バタビヤ・アレキサンドリアの各出張員の出張所への昇格。

出所) 三井物産「取締役会決議録」各期より作成。

職制及身分呼称ノ改正（並営業規則及取締役会規程中改正）ノ件」（一九三九年四月一日第三五九五号）は、従来の本店課を本店部に、本店掛を本店課に、各商務部内の掛を課にそれぞれ改称し、営業規則第三章・第四章・第五章と取締役会規程に、それに対応した改定を行う案件である。これは、「未決」である。<sup>(5)</sup>

「第三項 取締役会規程」に関しては、「取締役会規程中改正ノ件」（一九二八年一月一日第一三六九号）、「取締役会規程中改正ノ件」（一九三三年一月二二日第二四八六号）、「当社職制及身分呼称ノ改正（並営業規則及取締役会規程中改正）ノ件」（一九三九年四月一日第三五九五号、先述）の三件がある。い

第13表 各部各店  
分課規程関係の三  
井物産取締役會議  
案数

年	未決	決議	計
1923	0	1	1
1924	0	14	14
1925	0	24	24
1926	0	17	17
1927	0	16	16
1928	0	27	27
1929	0	10	10
1930	0	10	10
1931	0	11	11
1932	0	12	12
1933	1	13	14
1934	1	1	2

出所) 三井物産「取締役  
會議決議録」各期よ  
り作成。

ずれも「未決」である。第一三六九号は、常務取締役専行事項を定めた第三条中の「一、月給五十円未満並日給使用人ノ雇入、解備、増給、懲罰等」の「五十円」を「七十五円」に改定している。これは臨時手当の一部を月給に繰込んだ結果「従来五十円ノ者ハ七十三円トナルニ付之ヲ七十五円ニ切上ゲ本文ノ通改正」するものである。第二四八六号は、同じく第三条に関して、上記第一号を「本部課長、部長、支店長以外ノ雇入、解備、増給、賞罰等」と改め、「二 支店長、部長、本部課長、出張所長以外の転勤」、「三 使用人の出張」、「四 使用人の勤務手当、役宅料、役手当支給」、「五 船員並造船部職員の雇入、解備其他進退黜陟及諸給与」の各号を削除し、商品の売越買越額（旧第六号）、不動産、船舶並動産の得喪（旧第十三号）、寄付（旧第十七号）に関して常務取締役が専行決済できる金額を引き上げている。さらに第四条「常務取締役ハ取締役會ニ於テ左ノ方法ニ依リ他ノ取締役ヲシテ遺漏ナク会社ノ現状ニ通曉セシムルコトヲ努ヘシ」の第三号「支店、出張所等ノ検査報告、出張者取調復命書其他重要ナル往復書類ヲ提出スルコト」の削除を決めている。

「第二款 事務分掌規程」の「第二項 各部各店分課規程」は、本店本部、本店営業部、各商務部、各支店、各商務部支部、各事務所などにおける課・掛などの配置と、その各々が取扱うべき事務内容を定めたものである。「各部各店分課規程」の制定・改正・廃止は一九三三年までは取締役會議議案件であった。年次別件数は第13表のとおりで、全部で一五八件ある。後述する一九三四年三月二〇日の議案を最後として「各部各店分課規程」関係の議案は、取締役會に付議されなくなる。それ以降「各部各店分課規程」の改正は常務取締役による決済となっている。<sup>6)</sup>

一五八件のうち一五六件は「決議」で、二件が「未決」である。「未決」の一つは「本店本部規程中改正ノ件」(一九三三年一〇月三一日第二四七七号)で、査業課の新設を決めたものである。もう一件は、「本店本部規程中一部改正ノ件」(一九三四年三月二〇日第二五五一号)で、秘書課・電信掛・用度掛を文書課から独立させることを決めている。「本店本部規程」の改正に関する議案は、このほかに六件あり、これらは「決議」となっているので、本店本部規程の改正は「未決」と決まっていたわけではない。<sup>7)</sup>

「第二款 事務分掌規程」の「第二項 事務取扱規程」は、「支店長職務権限規程」、「次長、副部長並常任代理者事務取扱心得」、「店長代理者選定並代理者事務取扱心得」、「勘定掛服務心得」などの各職制の権限を定めた一般的規程類と、「大連支店業務取扱細則」、「桐生派出員事務取扱心得」、「生糸部神戸派出員事務取扱心得」などの個別部署での事務取扱に関する規程からなる。「事務取扱規程」に関連する取締役会議案は二件である。いずれも「支店長職務権限規程中改正ノ件」である。

「支店長職務権限規程中改正ノ件」(一九二五年四月七日第三六九号)は支店長職務権限規程の第二条「部長、支店長ハ左記ノ事項ニ就テハ予メ案ヲ具シテ本部ニ伺出テ許可ヲ受クルコトヲ要ス」の第二二号に「寄付金ヲ為ス事」とあるものを「一廉百円以上ノ寄付金ヲ為ス事 但百円未満ノモノト雖モ毎季末其明細ヲ本部ニ報告スヘシ」と改正することならびに、同第三条に「普通ノ商務又ハ成規定例アルモノ、外店務執行上必要ナル一廉五百円以上ノ経費支出ハ本部ニ伺出テ許可ヲ受クルコトヲ要ス 但会社財産ノ保存上必要ナル修繕費ニ付テハ本文制限ヲ千円以上トス」とあるものを、本文中の五百円を千円に、但し書き中の千円を二千円に改めるという内容である。前者は「事務ノ簡捷ヲ計ル為メ」、後者は諸物価騰貴の情勢に合わせるための改定であった。この改定案は、三月七日付けで事務改良委員より取締役に提出された案に若干の修正を加えて取締役会議案となっている。この議案は、「未決」であった。

「支店長職務権限規程中改正ノ件」（一九三七年八月三日第三二八七号）は、支店長職務権限規程の同じく第二条の第十八号「信用程度ノ取極並其変更」に「但別ニ定ムル規程ニ從ヒ一定限度額迄許可申請手續ヲ省略スルコトヲ得」という但し書きを追加すること、同第二条第二十二号の「一廉百円以上ノ寄付金ヲ為ス事 但百円未滿ノモノト雖モ毎季末其明細ヲ本部ニ報告スヘシ」の「百円以上」を「三百円ヲ超ユル」に、「百円未滿」を「三百円以下」に改めるといふ内容である。この案件は、「物産会社取締役会報告」（三一—2「史料について」のE）では、印刷に「未決」とあるところを手書きで「決議」に訂正している。「取締役会決議録」（三井文庫所蔵史料 物産二〇二一、三一—2「史料について」のA）では「決議」の扱いとなっている。一旦「未決」扱いとして三井合名会社へ回付したものが差し戻されたか、回付前に「決議」扱いで良いことに気づいて修正したものかは不明である。

「第三款 営業上諸規定」は、営業上の具体的な規則や注意を定めた「第一項 営業上注意規程」、特種商品の取り扱いに關する一般的規則を定めた「第二項 特種商品」、各商品・商務毎にその部規則、部細則、取扱規則などを定めた第三項以下の各項からなる。「営業上諸規定」關係の取締役會議案は、第14表にかかげた一六件である。一九三〇年までの一件はすべて「未決」で、一九三七年以降の五件は「決議」となっている。「迴議綴」では「営業上諸規定」に關する案件が、四八件確認できる。一九三三年までのものは、部細則に關する案件である。一九三四年以降は、それまで取締役に付議されていた部規則に關連する案件（改正及制定）の一部が「迴議綴」に確認できる。一九三四年以降、部規則の改正・制定は常務取締役レベルでの決濟事項となり、特に重要なもののみが取締役会へ付議されるようになったと推測できる。

「第四款 庶務、會計、管理、検査、報告」關係の取締役會議案は、「店内検査規則改正ノ件」（一九二四年七月一日第二二七号）の一件のみである。これは「未決」である。内容は、支店所属の出張所、出張員、派出員等に対しては

第14表 営業上諸規定関係の三井物産取締役会議案

年	月	日	号数	案 件 名	決定	内 容
1924	6	6	184	造船部規則改定並造船部規程制定ノ件	未決	
1924	10	21	283	造船部規則中改正ノ件	未決	本部を神戸から玉へ移し、神戸は支部とする。
1925	8	18	484	臨時受渡事務調査部規則制定ノ件	未決	
1925	8	18	485	本店受渡掛規則及同規程制定並営業部其他ノ規程中改正ノ件	未決	
1926	1	29	599	石炭部規則中改正ノ件	未決	小樽に石炭支部を設置。
1926	5	21	677	米国材取扱規則制定並部外木材取扱規則制定ノ件	未決	
1927	4	26	944	鶴見埠頭事務所規則制定ノ件	未決	米国材商売の権限を本店に集中。本店を営業部から大阪に移す。
1927	7	22	1029	米国材取扱規則改訂ノ件	未決	
1928	1	17	1120	生糸部規則中改正ノ件	未決	派出員（カナダ、神戸）新設に伴う改定。
1928	4	27	1197	大阪埠頭事務所規則並規程制定ノ件	未決	
1930	1	7	1624	石炭部漢口支部新設並之ニ関連シテ石炭部規則及漢口支店規程一部改正ノ件	未決	
1937	2	2	3173	造船部規則中改正ノ件	決議	副部長の定数を二名から三名に増員。
1937	4	6	3211	木材部規則改定ノ件	決議	従来北洋材のみとされてきた木材部の商務を、内地、朝鮮、台湾、満州、南洋並に米国産木材等に拡大。東京に出張所を新設。
1939	5	16	3635	石炭部規則改正並石油部規則制定ノ件	決議	5月2日付けて石油部設置の議案（未決）がある。
1939	5	16	3636	セメント部規則制定ノ件	決議	5月2日付けて同部設置の議案（未決）がある。
1940	7	16	3987	化学品部規則制定ノ件	決議	7月16日付けて同部設置の議案（未決）がある。

出所) 三井物産「取締役会決議録」各期より作成。



所轄の支店から人を特派して検査を行うよう第一条を改めることと、「第四条 検査員ハ単ニ形式上ノ検査ヲ為シテ能事了レリト為サス必スヤ表裏内外ヨリ実質上ノ検査ヲ実行シ事ノ真相ヲ捕捉スルト同時ニ万一ノ過誤失錯等ヲ未然ニ防止センコトヲ努ムベシ」を新設するという改定である。<sup>(8)</sup>

「第五款 人事」には、使用人の採用・待遇に関する規則が分類されている。「人事」関係の規則に関する議案は、第15表に掲載した五二件である。一九二三年から四〇年まで、コンスタントにある。内「決議」は五件のみである。人事関係の規則類は、原則的に「未決」で、それは一九三四年以降も変わっていないと考えてよからう。<sup>(9)</sup>

例外的に「決議」となっている五件を検討しておこう。「本邦在勤職員臨時手当給与内規改正ノ件」（一九三九年七月一八日第三七〇七号）は、本邦在勤職員臨時手当給与内規施行地域に關東州及満州国を加えるための改定である。「使用人勤続年数割増内規中へ追加ノ件」（一九三九年一〇月二四日第三七五八号）は、使用人在職手当及使用人年金を算定する際の勤続年数割増計算対象地域追加のための改定である。同時期の「在職手当内規及同別則改正ノ件」（一九三九年一月二日第三七五五号）は、「未決」となっている。これは、使用人恩給内規の一時金を、三井合名会社、三井鉱山株式会社、三井物産株式会社の間での移動の場合、移動先の会社に引き継ぐ制度を廃止するという改定である。前二者は、限定された地域の追加であったので、「決議」扱いとされたのであろうか。

「決議」となっている残り三件は、「使用人在外手当規則中改正」の案件である。「使用人在外手当規則中改正」の議案は、全部で一八件ある。一九三三年までは「未決」、一九三四年以降は「決議」となる。内容的には、一九三三年までのものも、一九三四年以降のものも、在外手当規則附属在外手当表の一部手直し、すなわち若干の支店に關して手当額の見直しを行うもので、「未決」扱いと「決議」扱いのもの（あるいは、一九三三年以前と一九三四年以降と）で改正の次元が異なるわけではない。数例を紹介しておこう。「使用人在外手当規則中一部改正ノ件」（一九二六年八月一

第15表 人事関係の三井物産取締役会議案

年	月	日	号数	案 件 名	決定	内 容
1923	12	7	52	住宅資金貸与規程制定ノ件〔住宅資金臨時貸与方ノ件〕	未決	
1924	3	28	145	盤谷出張員外泊料規程制定ノ件	未決	
1926	8	17	766	使用人在外手当規則中一部改正ノ件	未決	新嘉坡・盤谷の在勤手当を減額、馬尼利・西貢の在勤手当を増額。
1928	2	10	1135	使用人採用規則中改正ノ件	未決	店限使用人の本店使用人への登用制度を廃止。
1928	8	14	1286	使用人保険料補給規則制定ノ件	未決	
1928	12	11	1368	臨時手当ヲ本給ニ繰込方ノ件	未決	「臨時手当金給与内規」の廃止。手当の一部又は全部に相当する本給の増給。
1928	12	11	1370	使用人採用規則中改正ノ件	未決	店限使用人の給与最高限度額の設定（臨時手当を本給に組み込むことに伴う改定）。
1928	12	18	1373	使用人内国旅費規則中改正ノ件	未決	身分区分の基準となる月給・日給額の引き上げ。旅費種別表等を従来の加給分を加味した額に増額。
1928	12	18	1374	使用人外国旅費規則中改正ノ件	未決	同上。
1928	12	18	1375	内外旅費加給廃止ノ件	未決	「内外旅費加給ノ事」（大正8年11月28日達第67号制定）の廃止。
1928	12	18	1376	使用人火災手当金及弔祭料給与規則中改正ノ件	未決	身分区分の基準となる月給・日給額の引き上げ。店限雇人を支給対象に追加。月給50円未満の者と日給者への支給額増額。
1928	12	18	1377	使用人在外手当規則中改正ノ件	未決	妻手当支給対象者の身分基準給与額の引き上げ。手当表・妻手当表の改定（身分区分の基準となる月給・日給額の引き上げ）。
1929	9	3	1550	使用人在外手当規則中改正ノ件	未決	哈爾濱の手当を、ルーブル建てから円建てに変更。
1929	11	29	1593	使用人外国旅費規則中改正ノ件	未決	「内地、台湾、朝鮮及滿州相互間ヲ旅行スル場合」の汽車料一等支給対象身分を圧縮。
1930	1	10	1626	使用人在外手当規則中改正ノ件	未決	リヨン・パリ・ベルリン・ハンブルグの在勤手当並に妻手当減額。
1930	7	22	1744	使用人在外手当規則中改正ノ件	未決	在勤手当並に妻手当の一律一割削減。ただし、中国各地を除く。
1930	8	12	1756	使用人内国旅費規則中改正ノ件	未決	車馬賃・日当・宿泊料などの減額等。
1930	8	12	1757	使用人外国旅費規則中改正ノ件	未決	客舎料・日当・支度料・帰朝手当の減額。

三井合名会社理事会議案の分析（3）（吉川）

年	月	日	号数	案 件 名	決定	内 容
1930	9	9	1772	使用人内国並外国旅費規則改正 実施期変更ノ件	未決	8月12日議決（第1756、1757号） の改正実施期日を10月1日に延 期。
1931	5	5	1943	使用人在外手当規則中改正ノ件	未決	サンフランシスコ・シアトルの 在勤手当を減額。
1931	8	11	2008	使用人在外手当規則中携妻資格 改正ノ件	未決	「携妻資格」を与える基準給与 額の引き下げ。
1931	8	11	2009	使用人在外手当規則中在勤手当 表改正ノ件	未決	朝鮮・台湾・満州・マニラ・シ ンガポール・ジャワの在勤手当 を減額。
1932	5	10	2157	使用人在外手当規則中改正ノ件	未決	ケイプタウン・アレキサンドリ ア・ブエノスアイレスの追加。
1932	9	13	2214	使用人在外手当規則中改正ノ件	未決	カサブランカの追加。
1932	9	20	2222	使用人在外手当規則中改正ノ件	未決	ブエノスアイレスの手当改定。
1933	6	20	2402	使用人在外手当規則中改正ノ件	未決	スマトラの追加。
1933	7	25	2435	使用人在外手当規則中改正ノ件	未決	牛荘・奉天・新京・哈爾濱の増 額。
1933	9	5	2450	使用人在外手当規則中改正ノ件	未決	南阿の増額（ロンドン・アレキ サンドリアと同額に）。
1933	10	10	2470	使用人在外手当規則中改正ノ件	未決	安東県の増額（大連と同額から 牛荘と同額へ）。
1934	1	23	2522	使用人在外手当規則中改正ノ件	決議	ロンドン・南阿・アレキサンド リア・カサブランカの在勤手当 並に妻手当の増額。
1934	3	20	2553	使用人在外手当規則中改正ノ件	決議	ブエノスアイレスの在勤手当を 紐育と同額に引き上げる改定。
1934	5	15	2578	執務時間変更ノ件	未決	「執務時間ノ事」（大正元年8月3 日達第17号改定）の改正。土曜 半ドン実施。
1935	4	30	2743	使用人恩給内規中改正ノ件	未決	恩給一時金計算の際に勤続年数 端数を月割計算する旨の但し書 きを加える。
1936	3	24	2935	使用人保険料補給規則改正ノ件	未決	保険金限度額引上げと補給条件 の緩和。
1936	3	24	2936	店限使用人店限雇員保険料補給 規則制定ノ件	未決	従来三井生命保険会社が行って いた店限使用人、店限雇員に対 する保険料補給が廃止となるの で、三井物産会社からの補給規 則を制定する。
1936	5	26	2963	関係会社差入重役年齢ニ関スル 内規制定ノ件	未決	
1936	5	26	2964	使用人勤務定年限規則制定ノ 件	未決	

年	月	日	号数	案 件 名	決定	内 容
1937	3	23	3204	使用人在職手当内規年金内規等制定ノ件	未決	現行使用人恩給内規を廃止し、使用人在職手当内規・使用人年金内規・使用人別口特別預金内規を制定。
1937	3	23	3205	別口特別預金利率ニ関スル件	未決	使用人別口特別預金内規制定に伴い、同預金利率を決定。
1937	4	20	3223	使用人在外手当規則中改正ノ件	決議	バリ・リヨン・伯林・ハンブルグの増額。
1937	8	3	3279	北支事変応召者及出征死傷者特待規程ノ件	未決	応召中の月給等支給、死傷時の一時金加給などを定めた「昭和十二年北支事変応召者及出征死傷者特待規程」を制定。
1937	8	3	3288	使用人採用規則中改正ノ件	未決	店限使用人の本店使用人への登用制度の復活（1928年2月10日第1135号議案での決定の見直し）。
1937	9	28	3305	使用人疾病傷害保険ニ関スル規則制定ノ件	未決	大正海上火災と三井物産が契約。保険料の3分の2を三井物産が負担。
1938	3	29	3388	使用人在職手当内規規則及三協会々則制定ノ件	未決	旧「使用人恩給内規」による一時金を分割前払いし、新設する「三協会」を通じて三井信託へ預け入れる制度を定める。
1938	10	25	3500	使用人別口特別預金内規廃止並使用人在職手当内規細則制定ノ件	未決	会社への預金としていた在職手当を、三協会を通じて三井信託へ預け入れるように制度変更。
1938	10	25	3501	三協会会則中改正ノ件	未決	第3500号議案に伴う会則改定。
1938	12	20	3533	使用人在職手当内規細則制定ノ件	未決	第3500号議案で制定した細則の一部修正。
1939	3	7	3581	使用人臨時手当給与内規制定ノ件	未決	当分の間、事変臨時手当を加給するとの内規。
1939	7	18	3707	本邦在勤職員臨時手当給与内規改正ノ件	決議	本邦在勤職員臨時手当給与内規施行地域に関東州及満州国を加える改定。
1939	10	24	3758	使用人勤続年数割増内規中へ追加ノ件	決議	使用人在職手当及使用人年金を算定する際の勤続年数割増計算対象地域の追加。
1939	11	21	3775	在職手当内規及同別則改正ノ件	未決	三井合名会社・三井鉱山・三井物産間での転勤時に、旧「使用人恩給内規」による一時金を転勤先会社へ引き継いでいた制度を廃止し、その都度支給する。「別則」による一時金前払いの分割を廃止。

年	月	日	号数	案 件 名	決定	内 容
1940	5	21	3927	職員健康保険二関スル規則ノ事	未決	同規則の制定。被保険者は三井職員健康保険組合へ加入すべきこと、保険料の4分の3を会社負担とすること。

出所) 三井物産「取締役会決議録」各期より作成。

七日第七六六号)は、新嘉坡、盤谷の在勤手当を減額し、馬尼利、西貢の在勤手当を増額する改定。「使用人在外手当規則中改正ノ件」(一九三〇年七月二二日第一七四四号)は、在勤手当並に妻手当を一律一割削減する改定(ただし、洋銀ドルで手当を支給している中国各地は銀貨暴落を勘案して減額せず)。「使用人在外手当規則中改正ノ件」(一九三三年一月一〇日第二四七〇号)は、安東県の手当を増額(大連と同額から牛莊と同額へ)する改定。以上は「未決」である。「使用人在外手当規則中改正ノ件」(一九三四年一月二三日第二五二二号)は、ロンドン、南阿、亜歴山、カサブランカの在勤手当並に妻手当の増額。「使用人在外手当規則中改正ノ件」(一九三四年三月二〇日第二五五三号)は、ブエノスアイレスの在勤手当を紐育と同額に引き上げる改定。「使用人在外手当規則中改正ノ件」(一九三七年四月二〇日第三二二三号)は、パリ、リヨン、伯林、ハンブルグの増額。以上三例は「決議」である。

一九三七年以降にも、「使用人在外手当規則」の改正は行われているが、その改定の決済を記録した資料は見あたらない。<sup>10)</sup>

### ●組織

組織の設置・改廃に関する議案で、定款・規則等の改定議案とは別立てで提出された議案を分類した。該当するものは二四件ある。そのうち「決議」は二件のみで、後は「未決」である。議案決定後、定款・規則などの改定が必要となるものが大半である。<sup>11)</sup> 議案可決後、支店・出張所の改組にともなう定款改定は、定時株主総会でまとめて行われることが多い。

第16表 組織関係の三井物産取締役会議案

年	月	日	号数	案 件 名	決定	内 容
1923	12	4	45	漢堡出張所閉鎖ノ件	未決	評決を得れば定款変更。
1924	5	13	179	浦塩斯德出張員一時閉鎖ノ件	未決	
1925	11	20	558	鎮守府所在地ニ於ケル日本製鋼所営業ヲ継承シ当社出張員常置ノ件	未決	
1926	12	28	872	蘭貢並盤谷両出張員ヲ出張所ニ昇格ノ件	未決	評決を得れば定款変更。
1932	4	19	2144	長春出張員ヲ出張所ト改称ノ件	未決	未決
1934	12	28	2671	小樽支店函館出張所並斯土寧支店メルボルン出張員ヲ出張所ニ昇格ノ件	未決	
1935	9	10	2825	盤谷出張所ヲ支店ニ昇格ノ件	未決	
1936	6	2	2977	出張員ヲ出張所ニ昇格ノ件	未決	機械部横須賀・門司支店岡山・同広島・同呉・長崎支店佐世保の各出張員の昇格。
1936	12	1	3104	釜山, 平壤両派出員ヲ出張所ニ昇格ノ件	未決	
1938	4	12	3399	新京出張所ヲ支店ニ昇格ノ件	未決	
1939	5	2	3615	石油部設置ノ件	未決	未決
1939	5	2	3616	セメント部設置ノ件	未決	
1939	5	23	3641	奉天, 哈爾濱各出張所ヲ支店ニ安東ヲ出張所ニ昇格ノ件	未決	
1939	5	30	3650	出張員ヲ出張所ニ昇格ノ件	未決	京城支店清津・哈爾濱支店牡丹江・天津支店張家口・青島支店濟南・泗水支店バタビヤ・アレキサンドリアの各出張員の昇格。
1939	6	6	3664	若松出張所ヲ支店ニ昇格ノ件	未決	
1939	6	13	3675	出張員ヲ出張所ニ昇格ノ件	未決	
1939	8	22	3724	北京出張所ヲ支店ニ昇格ノ件	未決	上海支店南京出張員の昇格。
1939	12	26	3805	木材部本部ヲ東京ニ移転ノ件	未決	
1940	2	20	3844	支店, 出張所移管ノ件	未決	
1940	4	30	3904	小樽支店所轄函館出張所ヲ独立ノ出張所トスル件	決議	長崎支店を門司支店の管轄とし(事実上の出張所への格下げ), 長崎支店佐世保出張所を門司支店直轄の出張所に変更。
1940	5	28	3932	海口出張員ヲ出張所ニ昇格ノ件	未決	
1940	6	11	3943	長崎支店ヲ出張所ニ変更ノ件	決議	
1940	6	11	3944	出張員ヲ出張所ニ昇格ノ件	未決	門司支店八幡出張員及び台北支店汕頭出張員をそれぞれ出張所に昇格, 汕頭出張所を本店直轄とする。
1940	7	16	3980	化学品部設置ノ件	未決	

出所) 三井物産「取締役会決議録」各期より作成。

（1）「迴議綴」の議案用箋には、社長（一九三四年一月二三日の会長制への移行後は、取締役会長及び代表取締役）と常務取締役の決済印が押されている。用箋欄外に複数の監査役の押印がある。一九三三年一月二二日以降「取締役回覧綴」という押印がなされるようになる。

（2）三井物産取締役会議案の内容別分類は、第10表（『三井文庫論叢』第三八号）に掲載したが、その後分類の見直しを行ったため、以下の叙述と第10表の間では件数に若干のズレがある。

（3）三井物産株式会社「現行達令類集」（大正一一年九月訂正増補）の構成は以下の通りである（三井文庫所蔵史料 物産九〇―一六）。

- 第一款 組織 第一項 定款 / 第二項 営業規則 / 第三項 取締役会規程
- 第二款 事務分掌規程 第一項 各部各店分課規程 / 第二項 事務取扱規程
- 第三款 営業上諸規定 第一項 営業上注意規定 / 第二項 特種商品 / 第三項 機械 / 第四項 石炭 / 第五項 木材 / 第六項 砂糖 / 第七項 生糸 / 第八項 米穀肥料 / 第九項 金物 / 第十項 燐寸 / 第十一項 セメント / 第十二項 朝鮮人参 / 第十三項 保険 / 第十四項 船舶 / 第十五項 造船
- 第四款 庶務、会計、管理、検査、報告 第一項 印章署名 / 第二項 文書通信 / 第三項 会計 / 第四項 管理及使用 / 第五項 検査 / 第六項 報告調査其他 / 第七項 用度
- 第五款 人事 第一項 使用人 / 第二項 修業生 / 第三項 服務心得 / 第四項 勤惰 / 第五項 懲罰 / 第六項 學術獎勵 / 第七項 異動 / 第八項 特別休暇 / 第九項 給料 / 第十項 手当 / 第十一項 旅費 / 第十二項 恩給 / 第十三項 積立金並特別預金
- 付録 共済会規定

（4）総会提出議案、総会招集の件などに含まれていて、議案名に「定款」と出てこないケースもあり、それは総会議案に分

類されている。

(5) 「迴議綴」レベルでの営業規則改定は、次の二件が確認できる。一九三六年二月三日「当社決算期変更二件ヒ諸規則中改正ノ件」(三井文庫所蔵史料 物産二四〇一)では、決算期変更に伴い営業規則第一七条の損益計算をなすべき期日を変更する改定がなされている。決算期の変更自体は、一九三五年二月二四日取締役会決議二八八一号「定款中改正ノ件」で決議(未決)されている。一九三八年八月三十一日「営業規則、会計規則、勘定掛主任任命事務取扱心得、店長代理者選定並代理者事務取扱心得中改正ノ件」(三井文庫所蔵史料 物産二四二一)は、店長代理者及掛主任を直接本店が任命することとし、それに伴い必要な各規則の改正を行うもので、営業規則では、第一条中の「予シメ経伺ノ上定メタル代理者」から「予シメ経伺ノ上定メタル」を削除する改定がなされている。

(6) 「迴議綴」で確認できる各部各店分課規程の改定は、一九三三年一件、三四年一件、三五年二〇件、三六年二五件、三七年二六件、三八年三五件、三九年五八件、四〇年四〇件である。

(7) 「本店本部規程、本店営業部規程、機械部東京支部規程、金物部規程中改正ノ件」(一九二五年八月四日第四八〇号)は、本店本部文書課電信掛の分掌規程改定、「本部規程中改正ノ件」(一九二六年九月一四日第七七八号)は、保険課を廃止しその業務を業務課の所管に移すもの、「本部規程中改正ノ件」(一九二八年四月一〇日第一一七三号)は、穀肥部を廃止しその業務を業務課に合併すること、業務課中に掛別を設置すること、臨時受渡事務調査部を廃止して本部受渡課を新設することを決めている、「本部規程中改正ノ件」(一九三〇年五月二〇日第一六八六号)は、受渡課の廃止(業務課に受渡掛を設置)、「本部規程中改正ノ件」(一九三〇年七月一五日第一七四〇号)は、文書課用度掛の取扱事務から電信の接受を削除、「本部規程中改正ノ件」(一九三三年一月七日第二四八二号)は、査業課新設に関連して業務課内諸掛の統廃合を決めたものである。

(8) 「迴議綴」には、第四款に該当する案件が一〇件ある。その内一件は「店内検査規則改正ノ件」(一九三九年七月一三日)である(三井文庫所蔵史料 物産二四一三)。



(9) 「迴議綴」に収録されている人事関係規則類に関わる議案は、一九二七年二件、二八年二件、三〇年二件、三二年一件、三三年一件、三五年二件、三六年二件、三八年二件である。これらは、店限使用人の待遇に関する内規、個別支店での待遇関係内規、造船部職工・海員などの待遇に関する内規などであり、一般使用人全体に関わる議案は「使用人在外手当規則並外泊料規程中改正ノ件」（一九二八年八月二八日、物産三三八二）と「使用人年金内規中改正ノ件」（一九三八年九月一三日、物産二四一一）の二件だけである。前者は、台南支店の高雄移転に伴い「使用人在外手当規則附属在外手当表及外泊料規程」中の台南を高雄に改めるといふ技術的な改正である。後者は、使用人年金内規の第一二条と第一九条第三号から東神倉庫を削除（東神倉庫が三井合名直系会社から三井物産傍系会社となったことに伴う措置）と第二〇条の年金資格者または年金受領者が傍系会社の使用人又は重役となった場合の年金支給停止の例外規定を明確化するものである。こちらが取締役に付議されずに済まされている理由は不明である。

(10) 「使用人在外手当規則」は、少なくとも一九四〇年二月二三日達第一五号で改正がなされている。しかし、この決裁書類は、取締役会議案にも、「迴議綴」にも見あたらない。なお、「迴議綴」には「使用人在外手当規則」は基本的には登場しない。例外は注9で紹介した「使用人在外手当規則並外泊料規程中改正ノ件」（一九二八年八月二八日）である。

(11) 一九三九年五月二日「石油部設置ノ件」（未決）の場合には、五月一六日「石炭部規則改正並石油部規則制定ノ件」（決議）が対応している。一九四〇年七月一六日の「化学品部設置ノ件」（未決）の場合には、同日に「化学品部規則制定ノ件」（決議）という議案がある。

（以下次号）